

## 余裕活用型一時預かり事業を利用の保護者の皆様へ

次のことに十分ご留意いただき、ご理解のうえ、利用してください。

- 1 当日体調の悪いお子様は、お預かりできません。
- 2 お子様を安全にお預かりするため、事前面接を実施します。ご理解、ご協力をお願いします。
- 3 利用料については、4時間未満 1,200円、4時間以上 2,000円です。(3歳未満児のみ)  
※年齢区分は、令和6年4月1日の前日の年齢による区分です。

### 【利用料の免除制度について】

下記に該当する場合は、利用料の免除を受けることができます。

- ・生活保護世帯
- ・利用する日の属する年度（利用する日が4月から8月までの間にあっては前年度）の市町村  
民税非課税世帯の児童
- ・里親に委託されている児童

※免除を受ける場合、一時預かり事業の利用日までに、申請が必要です。

※申請書の提出は、下記浜松市幼児教育・保育課へ郵送または持参をお願いします。

(区役所とは異なりますのでご注意ください。)

- 4 細心の注意を払って保育いたしますが、万一けがや病気などで緊急に医療機関にかかった場合、治療費については健康保険証をご使用いただき、自己負担分は保護者負担となりますのでご理解をお願いします。
- 5 37.5度以上の発熱、下痢、嘔吐など、体調がすぐれない時はお預かりできません。また、保育中、発熱・けがなどで緊急に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。
- 6 安全のために、駐車場から園舎までは、お子さまとしっかり手をつないで登降園してください。正門を出入りする際、子どもの飛び出し防止の為、必ず門扉のロックをお願いします。
- 7 「一般型一時預かり事業」と「余裕活用型一時預かり事業」について、利用方法等は同じですが、下記のとおり、違いがあります。  
なお、どちらの事業を実施しているかについては、各施設にお問い合わせください。  
①一般型一時預かり事業……専任の担当保育士を配置する必要があります。  
②余裕活用型一時預かり事業…専任の保育士を配置する必要がなく、通常保育の定員に空きがある場合のみご利用できます。

☆持ち物

- ・ストロー付きの水筒
- ・ハンドタオル2枚
- ・食事用エプロン
- ・オムツ5枚
- ・着替え(2組以上)
- ・帽子
- ・お昼寝用バスタオル2枚
- ・汚れ物袋

**お子様のお迎えは、必ず申出書に  
記入された時間までをお願いします。**